

地域公共交通確保維持改善事業実施要領

	平成23年	4月	1日	国総計第	5号
				国鉄財第	4号
				国鉄業第	4号
				国自旅第	20号
				国海内第	8号
				国空環第	5号
改正	平成23年	6月	1日	国総計第	23号
				国空事第	119号
改正	平成23年	8月	31日	国総支第	9号
				国自旅第	30号
改正	平成23年	12月	5日	国総支第	34号
改正	平成24年	5月	21日	国総支第	12号
				国自旅第	101号
改正	平成24年	11月	19日	国総支第	44号
				国自旅第	326号
改正	平成25年	5月	8日	国総支第	9号
				国鉄事第	29号
				国自旅第	22号
				国海内第	11号
				国空環第	14号
改正	平成25年	11月	29日	国総支第	62号
改正	平成26年	3月	28日	国総支第	88号
				国自旅第	620号
				国海内第	94号
				国空環第	95号
改正	平成26年	5月	21日	国総支第	13号
改正	平成27年	4月	9日	国総支第	67号
				国鉄都第	128号
				国鉄事第	328号
				国自旅第	379号
				国海内第	119号
				国空環第	90号
改正	平成28年	3月	31日	国総支第	61号
				国鉄都第	128号
				国鉄事第	471号
				国自旅第	408号
				国海内第	137号

### ①補助対象となる調査

形成計画に再編事業に関する事項が定められた場合（定めようとしている場合を含む。）において、再編計画の策定調査が補助対象となる。

### ②補助金の交付申請等に係る手続き

交付要綱第132条の規定により準用する第108条の補助金の交付の申請を行う際には、①に定める形成計画における地域公共交通再編事業に関する事項が定められていることが前提であることを原則とし、形成計画の写しを添付するものとするが、既に策定されている形成計画においてこれから当該事項を定めようとしている又はこれから当該事項を定めた形成計画を策定する場合は、申請を行う時点で想定している形成計画の変更又は策定のスケジュール等が明らかであることが必要である。

### ③実証運行の取扱い

4.（1）②の規定は、再編計画策定事業において準用する。

#### （2）再編計画推進事業

4.（2）の規定は、再編計画推進事業において準用する。この場合において、4.（2）①及び②中「別表25」とあるのは「別表26」と読み替えるものとする。

#### （3）補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

4.（3）の規定は、地域公共交通再編推進事業において準用する。この場合において、「第110条第2項（第126条の規定により準用する場合を含む。）」とあるのは「第129条及び第132条において準用する第110条第2項」と、「調査等様式第1から第2」とあるのは「調査等様式第3から第4」と読み替えるものとする。

## 6. 事業評価について

### （1）事業評価の実施

#### ①自己評価（一次評価）

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあつては、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業にあつては、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までにそれぞれ協議会から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告するとともに、公表することとする。

#### ②二次評価

ア. 実施対象

## 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定に係る事業)

平成 年 月 日

協議会名: ○○市地域公共交通協議会

評価対象事業名: 地域公共交通調査事業(計画策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③生活交通確保維持改善計画又は地域公共交通網形成計画等の計画策定に向けた方針
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における交通の現況と課題整理</li> <li>・住民のOD調査、移動需要調査</li> <li>・地域に適した交通の検討</li> </ul> <p>【結果概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的データの整理、現況調査などにより、地域の公共交通の状況を整理した。</li> <li>・地域へのアンケートにより、住民の時間帯別、場所別の移動需要を把握することができた。</li> <li>・地域に適した交通モード、ルート、ダイヤについて検討し、協議会に諮るための計画素案を作成。</li> <li>・今後の協議会の検討を経て、生活交通確保維持改善計画として最終的にとりまとめる。</li> </ul>	<p>A 計画通り事業は適切に実施された。</p>	<p>市内○○地区における住民の公共交通に対するアクセス性を確保することを主眼に置いて、最適な交通モードを選定し、既存の公共交通との接続によって域内NWを強化できるよう、ルート・ダイヤを設定する。                      なお、平成○年度確保維持事業(地域内フィーダー系統)の活用を見込んでいる。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>・予定していた調査項目について、事業評価時点で完了している内容と、今後何を予定なのかがわかるように記載。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>・事業評価時点で計画の素案までではできている場合、取りまとめようとしている計画のポイントについて記載。                      ・素案まで進んでいない場合には、ここまでの調査結果を踏まえ、どのように取りまとめようとしているのかを記載。</p> </div>	